

鳥栖市学校給食基本理念
鳥栖市学校給食基本計画
(初稿)に関する評価提言

平成 23 年 9 月 26 日

鳥栖市学校給食のあり方評価委員会

目 次

はじめに	・・・	2
評価提言の要旨	・・・	3
評価提言		
1 鳥栖市の学校給食施設について	・・・	4
2 鳥栖市の学校給食施設の建設スキームについて	・・・	6
3 食育の具体的方向性について	・・・	7
4 学校給食施設の担い手について	・・・	8
設置要綱	・・・	9
評価委員	・・・	10
評価経緯	・・・	11
おわりに	・・・	12

はじめに

鳥栖市が示す『鳥栖市学校給食基本理念・鳥栖市学校給食基本計画（初稿）』を評価し提言することが、「鳥栖市学校給食のあり方評価委員会」のミッションであったが、当初、この理念と計画が示し位置付ける『学校給食施設』と『担い手』の課題解決が、鳥栖市にとって急務であることは容易に想像がついた。

このことは、行政が継続していくべき行政サービスの中で、これまでの社会の成長を前提とした「あれもこれも」のサービス拡大充実路線から、「あれかこれか」といった集中と選択を踏まえた議論の中心に、鳥栖市の学校給食を位置付けて、新たな方向性を見出すためのチャレンジだと捉えたからである。

一方、この「鳥栖市学校給食のあり方評価委員会」委員には実に多彩な顔ぶれが並んだ。その顔ぶれについては、栄養に関する専門、衛生に関する専門、会計に関する専門、食の実践に関する専門、また、学校給食問題の最も中心的存在ともいえる保護者といった面々である。鳥栖市の学校給食問題の課題解決に対し、どういった視点で、各委員の強みを活かした意見の集約を行い精査していくか、また、約3か月という期間の中で、いかに集中し質の高い提言へと繋げていくのかが、今回のミッションの最大のポイントだったように思う。

議論を通して感じたことであるが、学校給食と一言にいても、その間口と奥行は想像より広くて深い。その実態は、学校給食を取り巻く社会環境の変化、日本における食生活のあり方とその歴史的背景、食育基本法、学校給食法等をはじめとする法制度、学校給食施設のあり方、食の指導、アレルギーや栄養の問題、学校・地域・行政の連携、家庭のあり方等という、複線かつ、それぞれ交差した諸課題に対し、鳥栖市の実態を正しくみて、方向性を出すことの難しさであった。このことを痛感しつつ、鳥栖市学校給食基本計画に位置づけられた5つの方向性（①施設の抜本的改修、②新たな担い手の育成、③地産地消の仕組みづくり、④学校給食を通じた食の教育の充実、⑤家庭に対する食の大切さの啓発充実）に対する妥当性の有無、優先順位のあり方等を視点に議論を行い、鳥栖市の子ども達にとって最適な選択を実現可能性の担保といった点に留意しつつ一定の整理を行ってきた。

約3か月という期間であったが、短期集中で行うことのメリットが大きかったように思う。問題意識が途絶えることなく学校給食問題に集中して取組を行えたとともに、短期間であるがゆえに、委員の緊張感と責任感が議論に拍車をかけたからである。

その最たる成果は、鳥栖市が喫緊の課題と捉えた学校給食施設に対し、その妥当性の有無、また、その具体的取組のスキームにまで踏み込んだ議論が行えたこと、さらには、学校給食本来の目的である食の指導のあり方についての問題提起とエッセンスの提示ができたことの大きくふたつである。

今回の評価提言が、鳥栖市の子ども達の未来のために、ひとつでも多く実りあるものとなることを願うとともに、今後の鳥栖市の責任を持った学校給食の取組に期待したい。

平成 23 年 9 月 26 日

鳥栖市学校給食のあり方評価委員会

委員長 久間 敬介

評価提言の要旨

1 鳥栖市の学校給食施設について

各委員の専門の立場からの見識、鳥栖市の学校給食施設の現状把握、他自治体の学校給食施設の視察等を踏まえ、鳥栖市における最も重要かつ緊急性の高い課題は、学校給食施設の安全の確保という結論に至った。具体的には、学校給食施設の安全の確保に向けた取組として、現在の自校方式から給食センター方式への転換という結論をもって、『1 鳥栖市の学校給食施設について』という整理を行った。

2 鳥栖市の学校給食施設の建設スキームについて

1を踏まえ、給食センター建設に向けて、その緊急性を考慮し、踏み込んだ具体的提案が必要との認識から、規模、数について、鳥栖市の財政状況の分析等も踏まえて検討を行い、『2 鳥栖市の学校給食施設建設スキーム』として整理を行った。

3 食育の具体的方向性について

給食センター化に伴う「食に関する指導」のあり方について、その質の低下が懸念されるという点については、自校方式と比べてなんら遜色ないとの結論に至るが、一方で、現在の「食に関する指導」のあり方を踏まえ、さらなる検証、各主体のあるべき姿や役割、取組の方向性、仕組みや体制の再構築等が必要であるとの結論に至り、その課題解決のエッセンスのみを、『3 食育の具体的方向性について』として整理を行った。

4 学校給食施設の担い手について

担い手のあり方については、担い手に求められる要件、担い手の体制等について、「4 学校給食施設の担い手について」として整理を行った。

以上を要約すると、鳥栖市学校給食基本理念・鳥栖市学校給食基本計画（初稿）における①施設の抜本的改修を、「1 鳥栖市の学校給食施設について」及び「2 鳥栖市の学校給食施設建設スキーム」に、③地産地消の仕組みづくり、④学校給食を通じた食の教育の充実を、「3 食育の具体的方向性について」に、②新たな担い手の育成を、「4 学校給食施設の担い手について」という整理である。

上記ポイントを、項目毎に次ページ以降に「評価提言」として整理を行っている。本評価提言を踏まえ、鳥栖市学校給食基本理念・鳥栖市学校給食基本計画（第二稿）に反映されたい。

評価提言

1 鳥栖市の学校給食施設について

<基本的事項>

- ・ 鳥栖市が学校給食というサービス提供を行う上で、学校給食法及び学校給食衛生管理基準を遵守することは基本的約束事である。

(1) 小学校給食について

<現状分析と課題解決>

◇ 現在の施設の限界

- ・ 鳥栖市は、学校給食衛生管理基準を遵守するために、施設面で対応できない安全の確保を、学校長、栄養教諭、学校栄養職員、学校保健員等の創意工夫と努力による運用面で補っている。

◇ 現在の施設運用の弊害

- ・ 一方で、現在の施設による運用は、構造面から、学校保健員の作業動線の混乱が見られるとともに、調理工程の非効率化が散見される。
- ・ また、安全確保に意識が集中され、学校給食を活かした食育の取組が十分ではない。

◇ 施設の抜本的改修の選択肢

- ・ これらを踏まえた対応として施設の抜本的改修が必要であり、その選択肢として、①現在の自校方式の段階的改修、②現在の自校方式を給食センター化へ統合の2つがある。

◇ 自校方式の限界

- ・ 自校方式の抜本的改修を考えた場合、現在の学校給食衛生管理基準を遵守するためには、現在の2倍程度の敷地面積が必要となり、鳥栖市の全ての小学校において、その規模の敷地面積確保は物理的に不可能である。
- ・ また、段階的改修といった視点から、全ての自校方式の改修に係る時間及びコストを考えると自校方式の選択肢は妥当とは言えない。

◇ 給食センター化の選択

- ・ 上記「自校方式の限界」の理由から、鳥栖市の子どもたちにとって最適な選択は、給食センター化である。

- ・鳥栖市は、子ども達の食の安全・安心を最優先に考え、給食センター建設の対応を図ることが必要であるとともに、その対応を図ることで、子ども達の安全に対する責任を果たすこと。

<給食センター化の緊急性>

- ・現在の学校給食は、衛生における監督庁である鳥栖保健福祉事務所から、学校給食衛生管理基準を施設面で満たしていないため、早急な対応を図ることを指摘されている。
- ・鳥栖市は、給食センター化に向けた取組を、早急に行う必要がある。

<給食センター建設に係る留意点>

- ・給食センター建設に当たって、学校現場の担当者の声をよく聞いて、作業効率が上がるように配慮するとともに、働きやすい環境づくりに留意すること。
- ・給食センター建設と、子ども達への食育の取組強化を両輪で考え、給食センター化を踏まえた鳥栖市ならではの食育モデルを構築すること。
- ・子ども達への食育の取組強化にあたっては、小学校が一丸となって取り組むべきことで、教科としてもしっかり取り組むとともに、生きていくために必要な食育も大事にすること。また、これらを具体化するために、栄養教諭の強化を念頭におくこと。

(2) 中学校給食について

<中学校給食の現状とあり方の検討>

◇ 鳥栖市の中学校給食の現状

- ・鳥栖市の中学校においては、平成20年2月末から、選択制弁当方式による給食を導入しており、平成23年度（7月現在）の申込率は約40%となっている。
（平成20年度：約30%、平成21年度：約40%、平成22年度：約40%）

◇ 中学校における給食の意義

- ・全国的に生活習慣病が課題となる中で、本来家庭で行うべき「食育」について、国の指導の元に推進されている現状がある。（平成17年「食育基本法」施行）
- ・国における中学校への完全給食の実施率は約75%となっており、中学校における完全給食を実施することでの「食育」の意義は大きいと考えられる。

◇ 中学校給食のあり方の検討

- ・「中学校における給食の意義」の理由から、給食センター化に伴い、鳥栖市の選択制弁当方式の再検証を行い、中学校給食を含めた検討を行うことが望ましい。

2 鳥栖市の学校給食施設の建設スキームについて

<給食センターの規模>

◇ 給食センターの調理規模

- ・ 鳥栖市の小中学校の児童生徒数は、ここ数年は増加傾向にあるものの、平成28年の7,200人をピークに減少すると予想される。
- ・ 従って、約7,000食をまかなえる規模の給食センターを建設することが望ましい。

◇ 給食センターの数

- ・ 建設コスト、運営コストといった経済的な合理性の視点で考えると、1施設の建設が望ましいものの、各校への配送時間を短縮すること、万が一事故が発生した場合のリスク分散を考慮すると、市内南北に1箇所ずつ、計2箇所の給食センター建設が望ましい。

<給食センター建設のスケジュール>

◇ 給食センター建設に伴う緊急性及び優先性の理由

- ・ 現在の学校給食施設は、衛生面における監督庁である鳥栖保健福祉事務所から、学校給食衛生管理基準を満たしていないことについて、早急な対応を図るよう指摘されており、給食センター建設に向けた取組を、急ぐ必要がある。
- ・ 給食センターは子ども達の安全・安心を守るために建設するものであることから、最優先で取組むべき施策であると考え。

◇ 給食センター建設時期

- ・ 上記「給食センター建設に伴う緊急性及び優先性の理由」に鑑み、早急に給食センターを建設することが望ましいことから、本来であれば、平成25年度に2施設の建設を目標とすることが最も望ましい。
- ・ 一方、財政面を考慮し、時期をずらして2施設を建設することも想定されるが、その場合も1つ目の給食センター建設後の運用状況等を検証し、速やかに2つ目の給食センターを建設すること。

◇ 鳥栖市の財政状況

- ・ 財政力指数等の財政指標について、他自治体と鳥栖市を比較した場合、鳥栖市は健全な状況であると判断できる。
- ・ 他自治体においても給食センターが建設されている状況から、他自治体よりも健全だと判断できる鳥栖市が給食センター建設を進めることは可能だと判断できる。

3 食育の具体的方向性について

<基本的事項>

- 学校給食を考える上での真の目的とは、鳥栖市の子ども達が心身ともに健康に育つことであり、そのために、鳥栖市の子ども達が正しい食生活を身に付け実践できるようになることを第一に考えるべきである。
- 食育は、本来家庭でも行うべきものであるが、現在の日本の食を取り巻く環境が大きく変化していること、家庭における食育が低下傾向であることに鑑み、学校、地域、行政等が果たす役割を検討する必要がある。

<学校の果たすべき役割>

- 学校における食育指導は、①授業を通して行うものと、②学校給食を通して行うものがあり、学校長のリーダーシップのもと、栄養教諭が食のコーディネーターとして関係者と連携し実践していくことが必要である。
- 効果的な食育を推進するために、鳥栖市の子ども達を取り巻く現状や課題等について詳細なデータの収集及び分析が必要であり、国の第二次食育推進基本計画に用いられたデータを参考に評価することが望ましい。
- 効果的な食育を推進するに当たって、子ども達の教育に携わる現場の学校長や栄養教諭等、また、保護者、生産者、専門家等の関係者による推進体制を整えることが望ましい。

<家庭及び地域の果たすべき役割>

- 食育の第一義的な役割が家庭にあることを認識し、実践することが必要である。
- 地域には、その地域の気候、風土、産業、文化、歴史等に培われた食材や特産物が生産されており、伝承されている郷土食があり、他に、生産や流通といった食に関する仕事などに従事されている人材がいる。これらを生きた教材、あるいは指導者といった観点で捉え、この地域における教育力を、鳥栖市の子ども達に還元することが必要である。

<行政の果たすべき役割>

- 家庭、学校、地域社会、行政が連携して、鳥栖市の子ども達に効果的な食に関する指導を進めていくために担うべき役割を明確にし、必要な対策を講じることが重要である。

4 学校給食施設の担い手について

<担い手に係る基本的考え方>

- 学校給食施設の担い手について、調理に関するスキルに加えて、食に関する指導といった観点から、食に関する専門知識を持った担い手がふさわしい。
- 学校給食施設の担い手の育成という観点から、衛生面における研修に加えて、食育指導の研修等を行うことが望ましい。
- 上記の視点を踏まえ、最も効率的な体制であることが望ましい。

<食に関する指導を踏まえた連携について>

- 栄養教諭の役割は法に定めのあるところであるが、食に関する指導の重要性に鑑み、栄養教諭や学校給食栄養管理者等の本来の役割が十分に発揮できるような環境づくりが重要である。
- このことを踏まえ、栄養教諭が食に関する指導を効果的に行うためのマネジメント機能の強化が必要である。

<手作り給食について>

- 手作り給食を行うことは大事な取組である一方で、「学校給食はどうあるべきか」を第一に考えるべきである。この考えのもとに、新たな給食センター建設により安全・安心な食の提供を最大限担保し、限られた時間内に追求できる手作り給食を考えることが望ましい。

設置要綱

鳥栖市学校給食のあり方評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の学校給食の普及と児童生徒の心身の健全な発達を促すことを目的として策定する「鳥栖市学校給食基本理念（初稿）」及び「鳥栖市学校給食基本計画（初稿）」を評価するため、鳥栖市学校給食のあり方評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を審議し評価を行う。

- (1) 本市の学校給食の基本理念に関すること
- (2) 本市の学校給食の基本計画に関すること

(組織)

第3条 評価委員会は、外部の委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、学校給食のあり方に関し、専門的な知識や経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とする、ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 6 委員長は評価委員会を代表し、評価委員会の会務を総理する。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 評価委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、評価委員会の審議の必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 評価委員会の庶務は、教育部総務課及び総務部総合政策課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年 6月 2日から施行する。

鳥栖市学校給食のあり方評価委員会委員名簿

[五十音順]

氏 名	区 分	備 考
井原 寿行	専門的知識を有するもの	佐賀県鳥栖保健福祉事務所所長
牛嶋 崇宏	市長が適当と認めるもの	鳥栖地区小中学校 PTA 連合会会長
江口 克哉	市長が適当と認めるもの	九州北部税理士会会員 公認会計士
久間 敬介	市長が適当と認めるもの	株式会社 日本政策投資銀行 九州支店 企画調査課長
徳井 教孝	専門的知識を有するもの	学校法人 産業医科大学 健康予防食科学研究室准教授
檜崎タキコ	専門的知識を有するもの	特定非営利活動法人 市村自然塾九州 塾母
三成 由美	専門的知識を有するもの	学校法人 中村学園大学 栄養科学部教授

○ 鳥栖市学校給食のあり方評価委員会設置要綱第3条

第3条 評価委員会は、外部の委員7人以内で組織する。

2 委員は、学校給食のあり方に関し、専門的な知識や経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

評価経緯

開催	日付	場所	議事
第1回	平成23年7月13日	鳥栖市役所会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会設置 ・会議の進め方 ・基本理念・計画要旨説明
第2回	平成23年7月13日 平成23年7月15日 平成23年7月19日	市内小学校給食室	<ul style="list-style-type: none"> ・給食施設の視察
第3回	平成23年7月25日	鳥栖市役所会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・視察後の意見交換 ・給食センター化の妥当性
第4回	平成23年8月18日	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・給食センター化の妥当性 ・給食センター建設スケジュール
第5回	平成23年8月31日	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・給食センター建設スケジュール ・正しい食生活
第6回	平成23年9月8日 平成23年9月14日	大分市・基山町	<ul style="list-style-type: none"> ・給食施設の視察
第7回	平成23年9月14日	鳥栖市役所会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の担い手 ・評価提言（案）
第8回	平成23年9月26日	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・評価提言

おわりに

行政運営全般を全体的に俯瞰する中で、業務の課題を抽出し、最適なタイミングで検証を行うことは、サービスの継続性、安定性を重要視する行政であるからこそ、最も大事な取組のひとつであると考えられる。

そうした意味から、今回、学校給食を鳥栖市の最重要課題と位置づけ、課題解決にかじ取りを判断されたトップマネジメントには、敬意を表すところである。

鳥栖市におかれても、全国的な課題から鳥栖市独自の課題と、様々な課題対応が必要であると推測されるが、学校給食の検証を行う中で、また、その対象が鳥栖市の子ども達であることも含め、やはり鳥栖市の最重要課題であると、各委員も改めて強く意識したとともに、本案件に関する一定の道筋は、鳥栖市の未来に対する、今の私たちの責任であるといっても過言ではないと考えたからである。

今後、本評価提言を踏まえ、鳥栖市学校給食基本理念・鳥栖市学校給食基本計画（第二稿）として整理され、いよいよ地域や議会への説明等に入ることが予定されている。

学校給食を共に考えていくことは、大変重要である。今回、鳥栖市が提起された鳥栖市の学校給食のあり方や今後の方向性というものを、鳥栖市全体で考えていく良い機会であり、鳥栖市の未来に対する責任を、鳥栖市全体で担っていく良い機会でもあると考える。

一方で、鳥栖市全体で考える場合の留意点もある。議論に参加する全ての人が、正しい共通理解に立った上での意見交換を行うことが必須であるということである。

本評価提言の「はじめに」でも少し触れているが、学校給食の問題は複線的かつ交差的であり、議論のポイントを絞らないと本末転倒の議論に陥る可能性が小さくなく、かつ、どの選択肢を用いても、100点の回答は無いと考えられる。だからこそ、最適な選択を鳥栖市全体で理解・納得し合い、具体的に実践していく難しさがあるが、そのために必要なことは、共通理解だと言い切れる。

鳥栖市全体で考えていくことの意義を尊重しつつ、学校給食の真の目的である鳥栖市の子ども達が心身ともに健康に育つことを達成するために、また、議論の拙速はよくないが、一方で、緊急性の高い取組であることを肝に銘じ、今後の取組についても、市長のリーダーシップのもと推進されることを切に願うところである。

5年後、10年後の鳥栖市の子ども達から感謝されるような具体的実践のために必要なときは、今回の鳥栖市の学校給食を議論した者の一人として、喜んで協力させていただきたい。